

(証券コード:6137)

平成18年6月12日

株 主 各 位

東京都江戸川区西小岩三丁目35番16号

(本社事務所 東京都墨田区太平三丁目4番8号)

小池酸素工業株式会社

代表取締役社長 小 池 哲 夫

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成18年6月29日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県市川市新田二丁目3番1号
当社精機工場 技術センター会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第83期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
営業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびに定款授
権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
2. 第83期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)
連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案 第83期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(ホームページアドレス<http://www.koikeox.co.jp/kabu.htm>)において、修正後の事項を周知させていただきます。
- 当日は、工場敷地内FAセンターにて、新製品の展示・実演を行ないますので、お気軽にご見学くださいますよう、ご案内申しあげます。

添付書類

営業報告書

（平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで）

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加を背景に個人消費や雇用情勢も改善し、景気は緩やかな回復基調を示しました。

当社グループの主要先である各業界は、原材料の供給不足や原材料価格高騰の影響を受けたものの、鉄鋼・造船・自動車・建設機械関係を中心とした設備投資の増加に伴い、比較的堅調に推移しました。

このような環境のもと、当社グループは、ガス・溶接・切断のトータルシステムサプライヤーとして、高品質・高付加価値の新技术・新製品を世界市場にリリースするとともに国内外の営業体制を強化し、新規顧客の獲得に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は375億93百万円（前期比13.6%増）、経常利益は22億20百万円（同56.5%増）、当期純利益は10億83百万円（同43.7%増）となりました。

各部門の概況は、次のとおりであります。

機械装置部門 機械装置部門においては、プロダクト主任（製品別生産・販売責任者）制度のもとに顧客の動向に迅速で的確な中大型切断機の受注活動を推進しました。また、国内の鉄鋼・造船・自動車・建設機械業界および中国・韓国市場に対し顧客ニーズに応えた中大型切断機の提案営業を展開して、受注の拡大に努めました。さらに、標準機器においては、販売促進のための「アタックキャンペーンセール」を実施して拡販に努めました。

6月末に名古屋で開催された「HUBTEC2005ものづくり中部」では、高品質で精密な切断・溶接機器を出展して薄板加工分野での新市場開拓に努めました。11月には「プライベートフェア」を開催し、運動性能の向上と補助動作の迅速化を徹底的に追求してトータル加工時間の短縮を図った高能率の中大型切断機および脱技能・安全・作業効率向上を目指したポータブル自動機の新製品を発表し受注拡大に繋げました。

海外では、上海での「中国国際溶接・切断展覧会」、米国での「ファブテック展示会」、オランダでの「テクニショー」等世界各地の大きな展示会へ積極的に出展するとともに、販売店向け「販売促進セール」を実施して拡販に繋げました。特に、コイケヨーロッパB. V. は9月のドイツでの世界最大の溶接フェア「エッセン展示会」において映像技術を駆使して小池グループの高度な総合技術力を訴えるとともに、6月に（社）日本溶接協会の技術賞本賞を受賞した「ロスナイ・ファクトリー・システム」をドイツ溶接協会主催のセミナーで技術開発の成果として発表し、最適な切断システムを

提案できる企業としてのイメージアップに成功しました。また、コイケアロンソン(株)は堅調なアメリカ市場において中大型切断機や大型ポジショナーの有望な引合いに対して、実演展示場での実機切断見学会を積極的に展開した営業活動で売上の増大を図りました。韓国では、好調な大手造船所の海外進出や中小造船所の新設・増設案件に積極的に対応して中大型切断機の売上の増大を図るとともに、東南アジア・オセアニアでは、各国代理店網を再構築し、当社ローカル駐在員の強化による各国販売代理店への販売促進支援を実施しました。

その結果、売上高は163億87百万円、前期比21.4%増となりました。

高圧ガス部門 工業用ガスにおいては、前年同様、新規需要の開拓を積極的に展開して多数の新規取引を獲得した結果、売上、販売数量の拡大となりました。年末からは、原油価格の高騰、高圧ガス容器等の高騰を原因とする製造コストおよび輸送コストの上昇により、各種工業用ガスの価格改定を実施して収益の改善に努めました。LPGに関しては、再三にわたる仕入価格の上昇に価格改定実施が追いつかず収益の悪化を招きました。新しいガスの需要として、昨年4月に食品添加用ガスとして乳製品類への亜酸化窒素の添加が認可されたことから、業界のトップをきり添加用ガス「ホイップガス」と充填機材である「エスプーマチャージャー」の発売を開始しました。

医療分野においては、たび重なる診療報酬の改定、在宅医療機器レンタル価格の下落、医療ガス価格の下落等の厳しい環境が続いており、大手企業の在宅医療機器レンタル事業からの撤退、業界流通の再編が行なわれておりますが、(株)小池メディカルは、国内3営業所の新設、医療器商の買収など積極的な営業展開により売上、利益とも大幅に伸ばすことができました。ガス機器分野のひとつである先端機器部門においては、上期は国内、台湾の液晶TV用のパネルメーカー向け排ガス処理装置「ガーディアン」が好調でありましたが、下期には液晶および半導体価格の下落により設備投資の見直しと延期が多発した結果、「ガーディアン」の売上が減少しました。

その結果、売上高は143億83百万円、前期比6.1%増となりました。

溶接機材部門 溶接材料においては、3年連続の大幅な価格改定実施後、値上前の駆込み需要の反動から販売量の減少が見られ、影響が秋口まで継続しました。その後に懸念された販売単価の下落は発生しませんでした。需要業種間での好不況が一層明確となり、造船・自動車・建設機械・建築関連への販売増と、橋梁・中小板金・各種修繕分野への販売減に二極化されました。販売量は微増ですが、値上効果による単価アップが売上増に貢献しました。

溶接機は旺盛な投資意欲を反映し、デジタル機種を中心とした高級機への買換えと、溶接工不足および技能伝承の難しさから、溶接用ロボットの大幅な販売台数の増加となりました。

溶接関連商品においては、安全・環境を前面に押し出した商品群を中心に、「アタックキャンペーンセール」や商品毎の短期セール、「こいけ市」、「パナソニックロード」での拡販巡回、当日の実演販売を展開し、安全継手、衝撃に強い遮光ヘルメットなどの売上が増加しました。ケミカル製品は微増でしたが、業界の仕事量安定を反映し通期にわたり安定した販売量となりました。

した。また、下期中盤から切断ガス炎を短時間で調整でき、しかも放出ガス削減を可能とした新型流量安定器の発売も開始し、販売促進を行なっております。

その結果、売上高は68億22百万円、前期比12.8%増となりました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済は、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれますが、一方では、原油価格の高騰や円高懸念などの不安材料もあり、予断を許さぬ経営環境が続くと思われまます。

この様な情勢のもと、当社グループは本年4月より第9次中期経営計画をスタートさせ、経営革新の取組むべき課題を明確にし、変化する市場に対応した具体策を実行してまいります。

機械装置部門においては、プロダクト主任を中心にして顧客の経営改善に資するニーズを正確に把握して研究開発を進め、顧客に信頼される新技術・新製品を提供してまいります。レーザー切断においては、厚板切断能力、開先切断能力および生産能力の向上を図るとともに、プラズマ切断については、さらなる運動性能アップによる生産性向上に加え、消耗品の長寿命化、消耗品寿命検知技術の開発等により切断コストを低減させ、本年4月に開催された国際ウェルディングショーへの出展を機に積極的な営業展開を推進します。汎用自動機としては、造船所を主に脱技能・安全・作業効率向上を目的に開発し、昨年11月に発表した端面削り開先切断機、吊りピース切断機の普及を図ります。また、溶接機械では、高品質溶接が可能なプラズマ溶接と溶接治具装置とを組み合わせた合理化システムの提案を積極的に推進し、市場を拡大してまいります。海外営業では、現地法人や販売代理店とのネットワークをさらに強化してまいります。機器の生産においても、価格、品質、デリバリーにおいて、小池酸素（唐山）有限公司を始めとする現地法人と市場との整合性のある分業などグローバル化を推進してまいります。また、環境事業では、感染性医療廃棄物プラズマ溶融処理システム「DOMIWS」の引合いが活発となり、㈱小池メディカルとの連携を強化して積極的な販売活動を推進してまいります。

高圧ガス部門においては、引続き積極的な新規顧客獲得活動を展開するとともに、ガス容器使用料の別途徴収等の商慣行改善に取り組んでまいります。また、関連部門および関係グループ会社と共同で新しいガスアプリケーションの開発を行なうとともに、生産コストの低減、配送コストの削減を実施してまいります。ガス機器においては、第7.5世代大型液晶用「ガーディアンG12V」を販売促進するとともに、半導体300mmウェハ製造ライン向け「スクラパー型ガーディアン」を国内半導体メーカーに対して積極的に営業展開してまいります。

溶接機材部門においては、今後さらに加速する溶接工不足に対して溶接システム構築による合理化を提案し、環境対策、省エネルギーの諸問題に対しても、脱化学石油製品の発掘、省電力製品の販売等を通じて、積極的な販売活動を行なってまいります。

当社グループは、企業の継続的な成長・発展と長期的な企業価値の向上を図るには、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理の充実も重要な経営課題と認識しております。当社グループでの法令遵守と企業倫理の徹底のため、グループ各社間との連携体制の強化に努め、内部統制システムを一層充実させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引続き変わらぬご支援とお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資および資金調達状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、機械装置の更新、高圧ガス部門におけるガス供給装置等の増販用設備や販売管理のためのシステム構築を中心に総額6億32百万円の投資を実施いたしました。

なお、この所要資金は借入金および自己資金により充当しております。

(4) 企業集団および当社の業績および財産状況の推移

① 企業集団の業績および財産状況の推移

区 分	平成14年度 (第80期)	平成15年度 (第81期)	平成16年度 (第82期)	平成17年度 (第83期)
売 上 高 (百万円)	29,529	28,937	33,101	37,593
当 期 純 利 益 (百万円)	△ 210	△ 30	754	1,083
1株当たり当期純利益(円)	△4.76	△0.76	17.40	24.65
総 資 産 (百万円)	37,679	38,069	40,876	43,286

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり当期純利益については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 第82期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第80期および第81期の数値については同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
4. △印は損失を表しております。

② 当社の業績および財産状況の推移

区 分	平成14年度 (第80期)	平成15年度 (第81期)	平成16年度 (第82期)	平成17年度 (第83期)
売 上 高 (百万円)	23,837	23,624	27,466	29,760
当 期 純 利 益 (百万円)	△ 78	62	594	755
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△1.73	1.41	13.51	16.72
総 資 産 (百万円)	32,614	33,433	36,460	38,826

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり当期純利益については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. △印は損失を表しております。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは機械装置、高圧ガスの製造・販売および溶接機材の販売を主な事業としており、事業区分別の主な製商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 商 品 名
機 械 装 置	ガス器具、ポータブル自動切断機、中大型ガス切断機、NCプラズマ切断機、NCレーザー切断機、プラズマ切断機器、プラズマ溶接装置、溶接自動機、溶接治具、溶接装置、医療廃棄物プラズマ溶融処理システム、分析装置用ガス供給システム 等
高 圧 ガ ス	酸素、窒素、アルゴン、溶解アセチレン、炭酸、プロパン、食品添加用ガス、ヘリウム、水素、笑気ガス、滅菌ガス、レーザー用混合ガス、低温機器、極限機器、医療機器、半導体用排ガス処理装置 等
溶 接 機 材	電気溶接機、電弧溶接材料、ガス継手、溶接ロボット、ケミカル商品、金属充填剤、緩衝機器、マグネット機器、環境機器、溶接切断用安全保護用具および諸材料 等

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

① 当社

支 店	東 京（東京都江東区） 名古屋（愛知県名古屋市） 九州（福岡県北九州市） 千葉（千葉県市原市） 北 関 東（群馬県伊勢崎市）	大 阪（大阪府大阪市） 中 国（広島県尾道市） 城 北（埼玉県川口市） 京 浜（神奈川県川崎市）
営 業 所	札 幌（北海道札幌市） 茨 城（茨城県日立市） 静 岡（静岡県静岡市） 四 国（香川県坂出市）	東 北（宮城県仙台市） 総 武（千葉県白井市） 神 戸（兵庫県加古川市） 長 崎（長崎県長崎市）
工 場	精 機（千葉県市川市） 千 葉（千葉県市原市） 川 口（埼玉県川口市） 尾 道（広島県尾道市）	KOIKEテクノセンター（千葉県千葉市） 群 馬（群馬県伊勢崎市） 白 井（千葉県白井市） 兵 庫（兵庫県神崎郡）

② 子法人等

会 社 名	本 社 所 在 地
株式会社小池メディカル	東京都江戸川区
株式会社群馬コイケ	群馬県伊勢崎市
コイケアロンソン株式会社	米国・ニューヨーク州
コイケヨーロッパB. V.	オランダ・ザーンダム
小池酸素（唐山）有限公司	中国・河北省唐山市

(3) 株式の状況

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 179,100,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 45,229,332株 |
| ③ 株 主 数 | 4,306名 |

④ 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
小池義夫	千株 2,455	% 5.42	千株 —	% —
大陽日酸株式会社	2,422	5.35	1,054	0.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,138	4.72	—	—
あいおい損害保険株式会社	2,053	4.54	28	0.00
株式会社千葉銀行	1,993	4.40	529	0.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエ クイティインベストメンツ株式会社信託口)	1,742	3.85	—	—
株式会社東京都民銀行	1,526	3.37	40	0.10
小池商事株式会社	1,477	3.26	—	—
小池酸素工業取引先持株会	1,260	2.78	—	—
株式会社常陽銀行	1,130	2.49	330	0.03

- (注) 1. 当社は自己株式1,649千株保有しておりますが、上記の大株主には含まれておりません。
2. 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行は平成18年1月1日付で合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。
3. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社であります株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式391株（出資比率0.00%）を所有しております。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口）の所有株式は、中央三井信託銀行株式会社が所有していた当社株式をその全額出資子会社であるCMTBエクイティインベストメンツ株式会社へ現物出資したものが、三井アセット信託銀行株式会社に信託されたうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権はCMTBエクイティインベストメンツ株式会社に留保されております。なお、当社は中央三井信託銀行株式会社の完全親会社である三井トラスト・ホールディングス株式会社の株式167千株（出資比率0.02%）を所有しております。
5. 当社は上記のほか、大陽日酸株式会社262千株（出資比率0.06%）、株式会社千葉銀行200千株（出資比率0.02%）、株式会社東京都民銀行20千株（出資比率0.05%）、および三井トラスト・ホールディングス株式会社100千株（出資比率0.01%）を退職給付信託として三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については当社が議決権を留保しております。
6. 当社の出資比率の割合は、優先株式を除いて算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

普通株式 190,063株

取得価額の総額 89,052,124円

② 処分株式

処分株式はありません。

③ 決算期における保有株式

普通株式 1,649,758株

④ 第82期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式

普通株式 161,000株

取得価額の総額 77,924,000円

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(5) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
742名	+60名

(注) 上記のほか常勤顧問・嘱託・臨時従業員126名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	288名	+11名	41.5才	16.8年
女性	45名	+5名	39.1才	15.3年
合計	333名	+16名	41.2才	16.7年

(注) 上記のほか常勤顧問・嘱託・臨時従業員81名が在籍しております。

(6) 重要な企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率		主な事業内容
		直接	間接	
コイケアロンソン株式会社	米ドル 680	% 87.8	% 0.6	溶接治具、ガス・プラズマ切断機等の製造販売
コイケヨーロッパB. V.	千ユーロ 1,499	100.0	—	機械装置等の販売
小池酸素(唐山)有限公司	万米ドル 465	100.0	—	各種切断機、機械装置等の製造販売
株式会社小池メディカル	百万円 261	45.7	9.2	医療用ガス・機器の製造販売
株式会社群馬コイケ	百万円 30	40.0	20.0	ガス器具、医療機器等の製造

② 企業結合の成果

当期の連結子法人等は、上記の重要な子法人等5社であり、連結売上高は375億93百万円、連結当期純利益は10億83百万円です。

(7) 主要な借入先（期末借入金残高10億円超の会社を記載しております）

借入先	期末借入金残高	借入先の有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社千葉銀行	1,148百万円	1,993千株	4.40%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,101百万円	2,138千株	4.72%

(8) 取締役および監査役

会社における地位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
取締役会長	小池 康雄	
代表取締役社長	小池 哲夫	
専務取締役	横田 修	管理部長
専務取締役	大池 勇	営業部長
常務取締役	林 誠	機械部長兼機械部品品質管理グループ長
取締役	高関 利男	大阪支店長、西日本グループ長兼西日本機械販売部長
取締役	足立 俊幸	東京支店長、溶材商品部長兼東日本グループ長
取締役	小池 正孝	ガス部長
取締役	山脇 真一	機械販売部長兼機械販売部造船グループ部長
取締役	石田 孝道	機械生産部長兼機械生産部精機工場長
取締役	野澤 守	小池酸素（唐山）有限公司董事長補佐
常勤監査役	清水 一馬	
監査役	友國 八郎	株式会社商船三井最高顧問
監査役	小池 清次	小池化学株式会社代表取締役社長
監査役	吉田 吉郎	神鋼商事株式会社常任顧問

- (注) 1. 平成17年6月29日開催の第82期定時株主総会において、野澤 守氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成17年6月29日開催の取締役会において、常務取締役横田 修氏が専務取締役に、取締役林 誠氏が常務取締役に、それぞれ就任いたしました。
3. 平成17年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役小池義夫氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 監査役友國八郎、小池清次ならびに吉田吉郎の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20,000千円
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として、当社および当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額	20,000千円
3. 上記2.のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記3.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

本営業報告書中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,895,931	流 動 負 債	18,152,378
現金及び預金	3,919,637	支払手形及び買掛金	10,265,552
受取手形及び売掛金	14,335,578	短期借入金	3,321,919
有 価 証 券	74,968	一年以内返済予定長期借入金	1,646,158
た な 卸 資 産	5,827,083	一年以内償還予定社債	240,000
繰 延 税 金 資 産	388,853	未 払 法 人 税 等	631,198
そ の 他	429,403	賞 与 引 当 金	402,832
貸 倒 引 当 金	△ 79,592	製 品 保 証 引 当 金	23,614
固 定 資 産	18,390,280	そ の 他	1,621,105
有 形 固 定 資 産	12,689,137	固 定 負 債	8,008,736
建 物 及 び 構 築 物	2,434,157	社 債	1,390,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	926,678	長 期 借 入 金	1,818,709
容 器	35,551	繰 延 税 金 負 債	3,496,553
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	440,622	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	48,840
土 地	8,838,845	退 職 給 付 引 当 金	505,165
建 設 仮 勘 定	13,281	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	432,941
無 形 固 定 資 産	319,479	そ の 他	316,525
借 地 権	134,186	負 債 合 計	26,161,115
そ の 他	185,292	(少 数 株 主 持 分)	
投 資 そ の 他 の 資 産	5,381,663	少 数 株 主 持 分	611,843
投 資 有 価 証 券	4,236,145	(資 本 の 部)	
長 期 貸 付 金	6,800	資 本 金	4,028,472
繰 延 税 金 資 産	180,004	資 本 剰 余 金	2,366,912
そ の 他	1,173,683	利 益 剰 余 金	9,292,575
貸 倒 引 当 金	△ 214,970	土 地 再 評 価 差 額 金	71,160
資 産 合 計	43,286,212	株 式 等 評 価 差 額 金	1,565,092
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 394,106
		自 己 株 式	△ 416,852
		資 本 合 計	16,513,253
		負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計	43,286,212

連結損益計算書（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目		金	額
経常損益の部	営業収益		
	売上高		37,593,946
	営業費用		
	売上原価	27,746,435	
	販売費及び一般管理費	7,707,999	35,454,434
	営業利益		2,139,512
	営業外収益		
	受取利息及び配当金	39,700	
	賃貸料	102,708	
	為替差益	50,083	
その他の	161,088	353,580	
営業外費用			
支払利息	115,657		
賃貸物件費用	61,880		
棚卸資産評価損	71,844		
その他の	23,563	272,946	
経常利益			2,220,146
特別損益の部	特別利益		
	前期損益修正益	463	
	投資有価証券売却益	2,186	2,650
	特別損失		
	固定資産売却・廃棄損	44,737	
	減損損失	117,107	
	投資有価証券評価損	62,999	
その他の	35,145	259,990	
税金等調整前当期純利益			1,962,805
法人税、住民税及び事業税		849,696	
法人税等調整額		△ 83,174	766,521
少数株主利益			112,453
当期純利益			1,083,830

注記事項

1. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子法人等の状況
 - 連結子法人等の数……………5社
 - 連結子法人等の名称……………コイケアロンソン株式会社
コイケヨーロッパB. V.
小池酸素（唐山）有限公司
株式会社小池メディカル
株式会社群馬コイケ
 - (2) 非連結子法人等
 - 主要な非連結子法人等の名称……東京酸商株式会社、コイケコーリア・エンジニアリング株式会社ほか
 - (連結の範囲から除いた理由)
非連結子法人等の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
 - 持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社のうち主要な会社の名称
…東京酸商株式会社、コイケコーリア・エンジニアリング株式会社ほか
 - (持分法を適用しない理由)
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
4. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結子法人等のうち、コイケアロンソン株式会社、コイケヨーロッパB. V.、小池酸素（唐山）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。
5. 重要な会計方針等
 - (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価方法及び評価基準
 - 当社及び連結子法人等（一部の在外連結子法人等は除く）は移動平均法、一部個別法、総平均法による原価法によっております。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………主として定率法、在外連結子法人等は定額法
ただし、当社及び国内連結子法人等については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

- 無形固定資産……………ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については、定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (7) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………輸出取引
ヘッジ方針
当社管理部の管理により、輸出成約高の範囲内で行うこととしており、投機目的の取引は行っておりません。
ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。
- (8) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法によっております。
- (9) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定については、発生した翌連結会計年度より5年間で均等償却しております。

6. 会計方針の変更

当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は117,107千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,469,161千円
- (2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- ・再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
(時価が帳簿価額を下回る金額) 2,119,334千円
- (3) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産としてコンピューター及び周辺機器等があります。
- (4) 担保に供している資産
- | | |
|--------|-------------|
| 建物 | 442,640千円 |
| 土地 | 4,221,110千円 |
| 投資有価証券 | 769,359千円 |
- (5) 保証債務 750,271千円

8. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種類及び減損損失		
		建物及び構築物	土 地	計
千葉県白井市他	遊休資産	千円 5,098	千円 112,009	千円 117,107

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として地域毎に、賃貸資産及び遊休資産については物件毎にグルーピングを行っております。その結果、地価の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回っている遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（117,107千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地については主として路線価による相続税評価額、建物等については固定資産税評価額により評価しております。

- (2) 1株当たり当期純利益 24円65銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月12日

小池酸素工業株式会社

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 飯 島 征 則 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 外 山 卓 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、小池酸素工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い小池酸素工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の新規適用に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月18日

小池酸素工業株式会社 監査役会
常勤監査役 清水 一馬 ⑩
監査役 友國 八郎 ⑩
監査役 小池 清次 ⑩
監査役 吉田 吉郎 ⑩

(注) 監査役友國八郎、小池清次および吉田吉郎は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,906,587	流動負債	15,789,420
現金及び預金	2,924,419	支払手形	356,889
受取手形	6,348,768	買掛金	9,185,018
売掛金	7,080,910	短期借入金	2,812,810
有価証券	74,968	一年以内返済予定長期借入金	1,278,860
商品	826,043	一年以内償還予定社債	240,000
製品	937,742	未払金	388,923
半製品	1,217,678	未払法人税等	517,903
仕掛品	960,987	未払費用	265,018
原材料	26,398	前受金	374,435
前渡金	120,191	預り金	14,639
前払費用	53,625	賞与引当金	292,000
繰延税金資産	238,720	その他の	62,922
その他	142,331	固定負債	6,811,265
貸倒引当金	△ 46,200	社債	1,190,000
固定資産	17,919,725	長期借入金	1,434,290
有形固定資産	11,199,700	繰延税金負債	3,483,016
建物	1,857,442	再評価に係る繰延税金負債	48,840
構築物	70,384	退職給付引当金	248,631
機械装置	185,625	役員退職慰労引当金	282,299
ガス供給装置	376,663	保証預り金	124,187
高压ガス容器	11,046	負債合計	22,600,685
車両運搬具	4,688	(資本の部)	
工具・器具及び備品	294,238	資本金	4,028,472
土地	8,394,395	資本剰余金	2,366,912
建設仮勘定	5,216	資本準備金	2,366,912
無形固定資産	289,132	利益剰余金	8,538,126
借地権	134,186	利益準備金	590,500
ソフトウェア	137,585	任意積立金	4,731,170
その他	17,360	固定資産圧縮積立金	4,431,170
投資その他の資産	6,430,892	別途積立金	300,000
投資有価証券	4,812,463	当期未処分利益	3,216,456
子会社株式	647,527	土地再評価差額金	71,160
出資	55,779	株式等評価差額金	1,562,030
会社出資金	730,120	自己株式	△ 341,073
長期貸付金	6,800	資本合計	16,225,628
長期前払費用	6,700	負債・資本合計	38,826,313
その他	374,407		
貸倒引当金	△ 202,905		
資産合計	38,826,313		

損益計算書 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営業収益		
	売上高		29,760,868
	営業費用		
	売上原価	23,468,551	
	販売費及び一般管理費	4,784,758	28,253,310
	営業利益		1,507,557
	営業外収益		
	受取利息及び配当金	53,691	
	賃貸料	203,221	
	その他	36,772	293,686
損 外 損 益 の 部	営業外費用		
	支払利息	80,504	
	賃貸物件費用	61,880	
	棚卸資産評価損	42,876	
	その他	17,937	203,198
	経常利益		1,598,044
	特 別 損 益 の 部	特別利益	
投資有価証券売却益		1,955	1,955
特別損失			
固定資産売却・廃棄損		42,570	
減損損失		117,107	
投資有価証券評価損		62,999	
その他	30,860	253,539	
税引前当期純利益			1,346,460
法人税、住民税及び事業税		680,000	
法人税等調整額		△ 89,096	590,903
当期純利益			755,557
前期繰越利益			2,531,659
土地再評価差額金取崩額			△ 70,760
当期未処分利益			3,216,456

注記事項

1. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
 - 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価方法及び評価基準
 - 商品・半製品・原材料……………移動平均法による原価法
 - 機械装置関係製品・仕掛品……………個別法による原価法
 - 高圧ガス製品……………移動平均法による原価法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
 - 無形固定資産……………ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については、定額法によっております。
 - (4) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金…売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金…従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。
 - 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (7) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………輸出取引
ヘッジ方針
当社管理部の管理により、輸出成約高の範囲内で行うこととしており、投機目的の取引は行っておりません。
ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。
3. 会計方針の変更
当期から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は117,107千円減少しております。
なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。
4. 貸借対照表に関する注記
- (1) 子会社に対する短期金銭債権 1,215,772千円
子会社に対する短期金銭債務 572,497千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,483,379千円
- (3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- ・再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
(時価が帳簿価額を下回る金額) 2,119,334千円
- (4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産としてコンピューター及び周辺機器等があります。

- (5) 担保に供している資産
 - 建物 293,728千円
 - 土地 3,803,201千円
 - 投資有価証券 739,922千円
- (6) 保証債務 994,476千円
- (7) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額 1,562,030千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当期において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類 及 び 減 損 損 失		
		建物及び構築物	土 地	計
千葉県白井市他	遊休資産	千円 5,098	千円 112,009	千円 117,107

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として地域毎に、賃貸資産及び遊休資産については物件毎にグルーピングを行っております。その結果、地価の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回っている遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（117,107千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地については主として路線価による相続税評価額、建物等については固定資産税評価額により評価しております。

- (2) 1株当たり当期純利益 16円72銭
- (3) 子会社に対する売上高 1,505,464千円
- (4) 子会社からの仕入高 2,710,193千円

利益処分案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	3,216,456,491
任 意 積 立 金 取 崩 額	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	49,219,000
合 計	3,265,675,491
上記の利益を次のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金	261,477,444
(1株につき6円)	
役 員 賞 与 金	25,000,000
(うち監査役賞与金)	(2,500,000)
合 計	286,477,444
次 期 繰 越 利 益	2,979,198,047

(注) 株主配当金は、自己株式1,649,758株の配当金を除いてあります。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月12日

小池酸素工業株式会社

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 飯 島 征 則 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 外 山 卓 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、小池酸素工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の新規適用に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役より監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況の調査を行い、必要に応じて子会社より営業の報告を求めました。また、会計監査人より報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引または供与の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人東光監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月18日

小池酸素工業株式会社 監査役会
常勤監査役 清水 一馬 ㊞
監査役 友國 八郎 ㊞
監査役 小池 清次 ㊞
監査役 吉田 吉郎 ㊞

(注) 監査役友國八郎、小池清次および吉田吉郎は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第83期利益処分案承認の件

議案の内容は、26頁に記載のとおりであります。

利益処分につきましては、安定した利益還元を継続するとともに、新製品の開発・新分野への進出、生産設備の増強・改善等の設備投資を積極的に行なって、企業体質の強化・内部留保の充実を図り、業績に裏付けされた成果の配分を行なうことを基本方針としております。

株主配当金につきましては、当期の業績および財務状況、今後の事業展開を総合的に勘案し、1株につき1円増配の普通配当6円とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役11名、監査役4名に対し、2,500万円（うち監査役分250万円）を支給させていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に対応するため、事業目的の変更を行なうものであります。（現行定款第2条第5項変更）
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、周知性の向上および経営の合理化を図るため、当会社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告ができないときの措置を定めるものであります。（現行定款第4条変更）
- (3) 社外取締役として、独立性の高い優秀な人材を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。（変更案第30条新設）
- (4) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行なうものであります。
 - ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。（変更案第10条新設）

- ② インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合は、株主に対して提供したものとみなす規定を新設するものであります。（変更案第21条新設）
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。（変更案第28条第2項新設）
- ④ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。（変更案第38条新設）
- ⑤ 上記のほか、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の新設・削除を行なうとともに、条数の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条（商号） 当社は、小池酸素工業株式会社と称する。 英文での表示は、KOIKE SANSO KOGYO CO., LTD. とする。 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1.各種溶接・切断用機械、器具、装置の製造および販売</u> <u>2.各種溶接・切断用機械、器具、装置に関連する機械、器具、装置の製造および販売</u> <u>3.溶接・切断に関する自動化制御システムの製造および販売</u> <u>4.焼入装置ならびにこれに関連する金属加工機械の製造および販売</u> <u>5.産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造および販売ならびに<u>その処理</u></u>	第1章 総 則 第1条（商号） （現行どおり） 第2条（目的） （現行どおり） <u>(1)</u> （現行どおり） <u>(2)</u> （現行どおり） <u>(3)</u> （現行どおり） <u>(4)</u> （現行どおり） <u>(5) 産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造および販売ならびに<u>産業廃棄物・一般廃棄物処理業</u></u>

現 行 定 款	変 更 案
6.各種計量器ならびに配管機器の製造および販売	(6) (現行どおり)
7.酸素・窒素・アルゴン・炭酸ガス・ドライアイス・溶解アセチレン・液化石油ガス・水素・ヘリウムその他各種圧縮ガス・液化ガスの製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事	(7) (現行どおり)
8.各種圧縮ガス・液化ガス製造用設備の製造および販売	(8) (現行どおり)
9.医療用ガス・医療用機器およびこれに関連する供給装置の製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事および医療用機器の賃貸借	(9) (現行どおり)
10.医療品・医薬部外品および医療用具の販売	(10) (現行どおり)
11.各種超低温機器ならびに超高温機器の製造および販売	(11) (現行どおり)
12.半導体工業用特殊材料ガス、薬品ならびに関連装置の製造および販売	(12) (現行どおり)
13.食品添加物の製造および販売	(13) (現行どおり)
14.各種圧縮ガスならびに各種液化ガスの輸送、供給用機器の製造および販売	(14) (現行どおり)
15.カーバイト・高圧容器・電気溶接機・溶接材料・鋼材・電気器具・工業用ガス継手・各種マグネット・ショックアブソーバー・各種工業用安全機器・安全保護具・防災消火機器ならびに関連有機合成化学商品の製造および販売	(15) (現行どおり)
16.前各号に掲げる機械・器具または設備ならびに各種商品の輸出および輸入	(16) (現行どおり)
17.不動産および動産の賃貸借ならびにその管理	(17) (現行どおり)
18.スポーツに関する施設（テニスコート等）の企画・運営ならびにこれらに関する事業	(18) (現行どおり)
19.飲食店業（レストラン・喫茶店等）	(19) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>20.前各号に付帯関連する一切の業務のほ か経営上必要と認める他事業への投融資 第3条（本店の所在地） 当会社の本店は、東京都江戸川区に置 く。 （新設）</p> <p>第4条（公告の方法） 当会社の公告は、<u>東京都において発行す る日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条（<u>会社が発行する株式の総数</u>） 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、1億 7,910万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、 これに相当する株式数を減ずる。</u> （新設）</p> <p>第6条（自己株式の取得） 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2 号の規定により、取締役会の決議をもつ て自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条（<u>1単元の株式の数および単元未満 株券の不発行</u>） 当会社は、<u>1,000株をもって株式の1単 元とする。</u></p>	<p>(20) （現行どおり）</p> <p>第3条（本店の所在地） （現行どおり）</p> <p>第4条（<u>機関</u>） 当会社は、<u>株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条（<u>公告方法</u>） 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることが できない場合の公告方法は、日本経済新 聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条（<u>発行可能株式総数</u>） 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、1億 7,910万株とする。</p> <p>第7条（<u>株券の発行</u>） 当会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条（<u>自己の株式の取得</u>） 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって自己の 株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条（<u>単元株式数および単元未満株券の 不発行</u>） 当会社は、<u>単元株式数は、1,000株とす る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>第 8 条（株券の種類）</u> <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p><u>第 9 条（単元未満株式の買増し）</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>第10条（名義書換代理人）</u> <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>第10条（単元未満株式についての権利）</u> <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第11条（単元未満株式の買増し）</u> <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>第12条（株主名簿管理人）</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り・買増し、株券喪失登録の手続、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第11条（株式取扱規程） <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、単元未満株式の買取り・買増し、株券の再発行、株券喪失登録、その他株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条（基準日） <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</u> <u>前項のほか、必要のある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会 （新設）</p> <p>第13条（開催の時期） 定時株主総会は、<u>毎決算期末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。</u></p>	<p>3.当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規程） <u>当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第3章 株主総会 第14条（定時株主総会の基準日） <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条（株主総会の招集） 定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（招集者） 株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>第15条（議長） 株主総会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第16条（決議） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>第16条（招集権者） （現行どおり）</p> <p>第17条（議長） （現行どおり）</p> <p>第18条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第19条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. （現行どおり）</p> <p>第20条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当会社の取締役は17名以内とする。</p> <p>第20条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを</u>行う。 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役) 取締役会の決議をもって、会社を代表する代表取締役若干名を<u>選任</u>する。</p> <p>第23条 (役付取締役) 取締役会の決議をもって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p><u>第21条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第23条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 <u>2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第24条 (任期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第25条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、会社を代表する代表取締役若干名を<u>選定</u>する。</p> <p>第26条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を發する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第25条（取締役会決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数によつて<u>これを行</u>う。 （新設）</p> <p>第26条（報酬および退職慰勞金） 取締役の報酬および退職慰勞金は、株主総会の定める<u>ところによる</u>。 （新設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条（員数） 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第28条（選任） 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつてこれを行</u>う。</p>	<p>第27条（取締役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第28条（取締役会<u>の決議方法</u>） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもつて行う。 2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益</u>（以下「報酬等」という。）は、株主総会の<u>決議によって</u>定める。</p> <p>第30条（社外取締役の責任免除） <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（員数） （現行どおり）</p> <p>第32条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行</u>う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（任期） <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第30条（常勤の監査役） <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第31条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集は、各監査役に対して会 日の3日前までに通知を発する。ただ し、緊急の必要あるときは、この期間を 短縮することができる。監査役会の細目 については、監査役会で定める監査役会 規程による。</p> <p>第32条（監査役会決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定め のある場合を除き、監査役の過半数で行 う。</p> <p>第33条（報酬および退職慰労金） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主 総会の定めるところによる。</u> （新設） （新設） （新設）</p>	<p>第33条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期の満了する時までとす る。</p> <p>第34条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監 査役を選定する。</u></p> <p>第35条（監査役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第36条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めが ある場合を除き、監査役の過半数をもつ て行う。</u></p> <p>第37条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議に よって定める。</u></p> <p>第38条（社外監査役の責任免除） <u>当社は、社外監査役との間で、当該社 外監査役の会社法第423条第1項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がないと きは、法令が定める額を限度として責任 を負担する契約を締結することができ る。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条（選任方法） <u>会計監査人は、株主総会において選任す る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条 (決算期) <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。</u></p> <p>第35条 (利益金の処分) <u>毎事業年度の利益金は、株主総会の決議により処分する。</u></p> <p>第36条 (利益配当金の支払い) <u>当社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> <u>利益配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第40条 (任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条 (事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第43条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	こいけ やす お 雄 小池康雄 (昭和12年10月12日生)	昭和37年3月 当社取締役 昭和45年8月 当社常務取締役 昭和51年6月 当社専務取締役 昭和57年6月 当社代表取締役副社長 平成2年6月 当社代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役会長現在 に至る 〔小池酸素（唐山）有限公司 董事長〕	230,990株	(注) 1
2	こいけ てつ お 夫 小池哲夫 (昭和20年4月8日生)	昭和45年3月 当社入社 昭和56年11月 当社東京支店長 昭和60年6月 当社取締役 平成5年5月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成11年5月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 〔栃木共同アセチレン株式会社代表取締役〕 〔群馬共同液酸株式会社代表取締役社長〕	281,302株	(注) 2
3	よこ た おきむ 横田 修 (昭和23年12月13日生)	昭和47年4月 株式会社東海銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成12年5月 当社顧問 平成12年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役現在 に至る (現在管理部長)	22,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	おおいけ いきむ 大池 勇 (昭和18年10月9日生)	昭和42年3月 当社入社 昭和61年9月 当社千葉支店長 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役現在 に至る (現在営業部長)	27,000株	なし
5	はやし まこと 林 誠 (昭和18年9月30日生)	昭和42年4月 川鉄商事株式会社 (現JFE商事株式 会社) 入社 平成15年10月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役現在 に至る (現在機械部長兼機 械部品品質管理グルー プ長) 〔株式会社コイケテック代表取締役社長〕	11,000株	(注) 3
6	たか せき とし お 高 関 利 男 (昭和21年11月20日生)	昭和45年3月 当社入社 平成8年3月 当社営業本部販売技 術部部长 平成8年6月 当社取締役現在に至 る (現在大阪支店長、 西日本グループ長兼 西日本機械販売部 長)	13,072株	なし
7	あ だち とし ゆき 足 立 俊 幸 (昭和22年4月24日生)	昭和45年3月 当社入社 平成13年2月 当社大阪支店長 平成14年6月 当社取締役現在に至 る (現在東京支店長、 溶材商品部長兼東日 本グループ長)	22,116株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	こ いけ まさ たか 小 池 正 孝 (昭和24年8月15日生)	昭和47年4月 富士写真フイルム株式会社入社 平成9年4月 当社入社、管理部財務・経理担当次長 平成12年7月 当社東京支店長 平成14年6月 当社取締役現在に至る (現在ガス部長) 〔株式会社市川総合ガスセンター代表取締役社長 株式会社埼玉北総合ガスセンター代表取締役社長 千葉アセチレン株式会社代表取締役社長 瀬戸内ガスセンター株式会社代表取締役社長 福岡ガスセンター株式会社代表取締役社長〕	32,384株	(注) 4
9	やま わき しん いち 山 脇 真 一 (昭和29年4月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年11月 当社機械販売部次長 平成15年6月 当社取締役現在に至る (現在機械販売部長兼機械販売部造船グループ部長)	7,000株	なし
10	いし だ たか みち 石 田 孝 道 (昭和31年7月5日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年10月 当社機械生産部次長 平成15年6月 当社取締役現在に至る (現在機械生産部長兼機械生産部精機工場長)	7,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
11	の ざお まもる 野 澤 守 (昭和17年3月30日生)	昭和35年4月 当社入社 平成7年12月 当社技術部部长 平成10年7月 小池エンジニアリング株式会社（現株式会社コイケテック）代表取締役社長 平成17年5月 株式会社コイケテック取締役相談役現在に至る 平成17年6月 当社取締役現在に至る	5,431株	なし

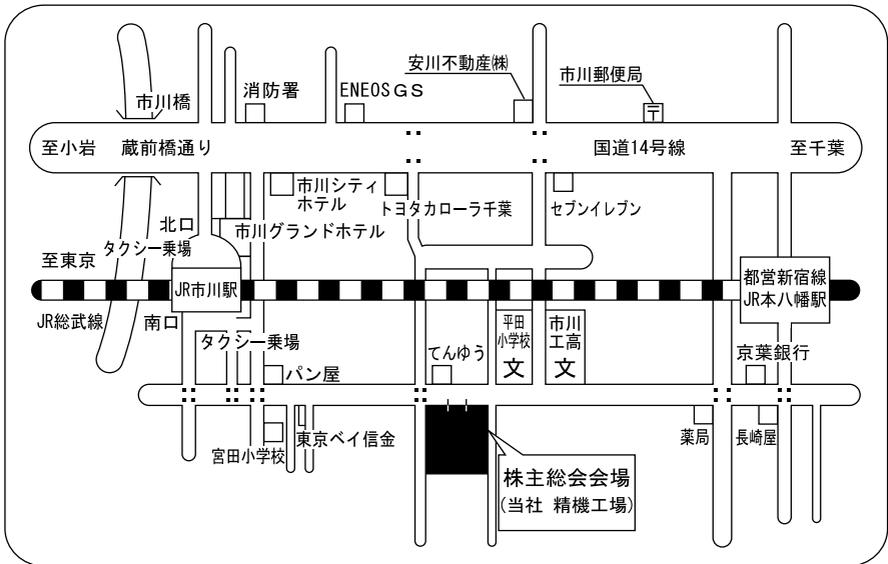
- (注) 1. 当社と小池酸素（唐山）有限公司との間には、溶断機器の販売・仕入の取引関係があります。
2. 当社と栃木共同アセチレン株式会社との間には、高圧ガスの仕入等の取引関係があります。
当社と群馬共同液酸株式会社との間には、高圧ガスの販売・仕入の取引関係があります。
3. 当社と株式会社コイケテックとの間には、溶断機器および高圧ガス設備の据付・メンテナンス等の取引関係があります。
4. 当社と株式会社市川総合ガスセンターとの間には、高圧ガスの販売・仕入、設備の賃貸等の取引関係があります。
当社と株式会社埼玉北総合ガスセンターとの間には、高圧ガスの販売・仕入、設備の賃貸等の取引関係があります。
当社と千葉アセチレン株式会社との間には、高圧ガスの販売・仕入の取引関係があります。
当社と瀬戸内ガスセンター株式会社との間には、高圧ガスの販売・仕入の取引関係があります。
当社と福崎ガスセンター株式会社との間には、高圧ガスの販売・仕入の取引関係があります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 千葉県市川市新田二丁目 3 番 1 号
当社精機工場 技術センター会議室
電話 (047) 376-3111

交 通 JR 総武線 市川駅南口下車 (徒歩15分)
JR 総武線・都営新宿線 本八幡駅南口下車 (徒歩15分)



当日、駐車場の用意はいたしておりませんので、会場へのお車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。